

北上川上流部

1 漁業権番号	内共第19号（北上川）						
2 漁場の区域	北上川と松川との合流点から上流の北上川本流及びその支流の区域（盛岡市玉山区藪川田屋えん堤下流端から100メートル下流のア点とイ点を結ぶ線から上流の丹藤川本流及びその支流を除く。） ア点 盛岡市玉山区藪川第3地割字川場9番地の12（企業局用地と民有地との境界） イ点 盛岡市玉山区藪川第3地割字日向6番地の1						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間		
		あゆ	竿釣り（友釣り）	松川との合流点から上流の北上川本支流の免許区域	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間		
		やまめ	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで		
		いわな	〃	〃	〃		
		うなぎ	置釣り 筒	〃	1月1日から12月31日まで		
		うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	〃		
		こい	竿釣り（餌釣り）	〃	〃		
		ふな	〃	〃	〃		
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区域		禁止期間			
		丹藤川川口頭首工から上流800メートルまでの間の区域		4月1日から6月30日まで			
		丹藤川川口滝地内の滝の上流50メートルの地点から同滝の下流50メートルの地点までの間の区域		1月1日から12月31日まで			
	一方井ダムえん堤下流端から下流500メートルの地点までの間の区域		〃				
	(3) 漁具・漁法の制限	やまめ、いわな、うぐい、こい、ふな又はかじかの採捕を目的としたまき餌（餌容器の使用を含む。）は、禁止する。					
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長				
	やまめ		13センチメートル以下				
	いわな		〃				
	うなぎ		30センチメートル以下				
	うぐい		10センチメートル以下				
	こい		15センチメートル以下				
ふな		13センチメートル以下					
(5) その他	組合が濃密放流して開設するいわな若しくはやまめの特設釣場又はいわな若しくはやまめのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	竿釣り（友釣り）	円 1,000	円 7,100	組合事務所及び指定販売所
			やまめ いわな	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）			
			うぐい	置釣り 筒			
			うなぎ	置釣り 筒			
こい ふな かじか			竿釣り（餌釣り）				

	雑魚	やまめ いわな うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	700	6,100	
		うなぎ	置釣り 筒			
		こい ふな か か	竿釣り（餌釣り）			
		ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。 イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。				
	遊漁券販売所	名 称	電話番号	名 称	電話番号	
岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。						
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所 岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所 TEL 019-623 -8712
		あゆ	竿釣り（友釣り）	円	円	
	全魚種	やまめ いわな うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	22,400	20,100	
		うなぎ	置釣り 筒			
		こい ふな か か	竿釣り（餌釣り）			
	雑魚	やまめ いわな うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	15,700	14,000	
		うなぎ	置釣り 筒			
こい ふな か か		竿釣り（餌釣り）				
5 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。					